

パブリックコメント手続実施要項

作成日：平成21年(2009年)10月28日

素案の名称	第五次箕面市総合計画基本構想(案) 第五次箕面市総合計画前期基本計画(案)
パブリックコメント手続実施の目的	第五次箕面市総合計画基本構想(案)、第五次箕面市総合計画前期基本計画(案)について、広く市民のみなさまの声を聴くため
実施部局名	箕面市総合計画審議会
(問い合わせ先)	総務部 総合計画担当 (電話:072-723-2121 内線3274)
公表内容	(1)第五次箕面市総合計画基本構想(案) (2)第五次箕面市総合計画前期基本計画(案)
素案の閲覧方法と閲覧場所	(1)市ホームページ (アドレス http://www2.city.minoh.osaka.jp/SEISAKU/home.html) (2)総務部 総合計画担当 (箕面市役所 本館2階 206番窓口) (3)行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 14番窓口) (4)箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5)総合保健福祉センター(みのおライフプラザ) (6)中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南公民館 (7)中央図書館、東図書館、桜ヶ丘図書館、萱野南図書館、西南図書館 (8)みのお市民活動センター (2)～(5)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで (6)～(8)は、各施設の開館日、開館時間中
意見等の提出期間	平成21年(2009年)11月1日から11月30日まで(郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1)閲覧場所の窓口への提出 (2)郵便による送付 (〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 総務部総合計画担当あて) (3)ファクシミリによる送付(ファクス番号:072-723-2096) (4)電子メールによる送付(メールアドレス:seisaku@maple.city.minoh.lg.jp) 閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。(自由な形式で提出していただいてもかまいません。)
意見等を提出できるかた	(1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
意見等を提出する際の必要記載事項	(1)意見を提出しようとする素案の名称 (2)氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)から(4)に該当するかたにあっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局の所在地) (3)上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提出された意見等の公表方法	提出された意見等は「素案の閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。公表期間：平成21年(2009年)12月14日から12月28日まで 提出された意見等は審議会での審議に生かし、会議資料等は市ホームページ、行政資料コーナーで公表します。 意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。
備考	(1)意見を提出いただいたかたの氏名・住所などを公表しますので、ご了承ください。 (2)パブリックコメント手続と同時に、市内4カ所で地域説明会を開催し、意見聴取を行います。